

## 申込方法

まずは下記事務局までお問い合わせください。受講対象となるか確認させていただきます。その後、申込書をお渡ししますので、添付書類①②とともに事務局に提出してください。

## 添付書類

### ①身分証明書（運転免許証・健康保険証など）

### ②受講対象者（季節労働者）と確認できるもの

#### 現在雇用されている方

対象条件 雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』の方。

①の身分証明書と下記『A』『B』のいずれかを提出してください。

A. 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）・雇用保険被保険者証

B. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

#### 現在離職中の方（以下の対象条件1、対象条件2のいずれかに該当する方）

対象条件1 離職直前の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』として雇用されていた方（平成29年4月1日以降に離職された方）

対象条件2 離職直前の雇用保険の被保険者種類が一般の被保険者（1または9）であり、失業給付の受給資格を満たしておらず、前々職の雇用保険の被保険者種類が『短期雇用特例被保険者（2または3）』として雇用されていた方。（平成29年4月1日以降に離職された方）

①の身分証明書と下記『C』『D』『E』のいずれかを提出してください。

C. 雇用保険被保険者離職票（1・2）

D. 雇用保険特例受給資格者証

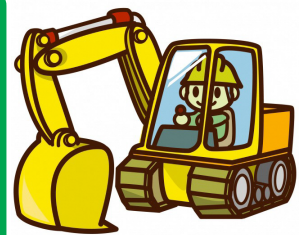
E. 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票による回答書

※お預かりした個人情報は「個人情報の保護に関する法律」により、本事業の目的以外に利用しません。

#### 受講の際の申込書類

教習の受講申し込みの際には、下記の書類等が必要となります。

1. 取得済みの免許証および終了証（講習の免除を証明するもの）の両面コピー（自動車運転免許証、特別教育・技能講習修了証等）
2. 身分を証明するものの両面のコピー（自動車運転免許証、健康保険証他）
3. 写真（証明書用 タテ30<sup>ミリ</sup>×ヨコ24<sup>ミリ</sup>を2枚）



お申し込み  
お問合せ先

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

（事務局）江差町産業振興課商工係内 tel (0139) 52-6717  
〒043-8560 檜山郡江差町字中歌町193番地1 fax (0139) 52-0234